



発行
東京都

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西山智之

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

31

目 次

規 程（水）

○ 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規

程………一

○ 東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程………五

○ 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程………六

○ 東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程………八

○ 東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程………九

○ 東京都水道局職員の单身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程………二

○ 東京都水道局職員の在宅勤務等手当に関する規程………三

○ 東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程………三

○ 東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程………四

○ 東京都水道局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程………四

○ 東京都水道局財務規程の一部を改正する規程………六

訓 令（水）

○ 東京都水道局処務規程の一部改正………六

規 程（水）

● 東京都水道局管理規程第四号

第三十条第一項中「七月一日から九月三十日まで（交替勤務職員については、六月一日から十月三十一日まで）」を「六月一日から十月三十一日まで」に改める。

第十九条中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。
第二十五条第三項第二号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第二十六条の三の見出しを「（子どもの看護等休暇）」に改め、同条第一項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に、「疾病」を「又は疾病」に、「ため又是」を「ため、」に改め、「受けさせるため」の下に「、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うため又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をするため」を加え、同条第二項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第三十条の二第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条の二第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第四項中「規定する育児時間」の下に「、次条に規定する子育て部分休暇」を、「当該育児時間」の下に「、子育て部分休暇」を加え、同条の次に次の三条を加える。

(子育て部分休暇)

第三十二条の三 所属長は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十日までの間にある子を養育する職員(育児短時間勤務職員等又は第三十四条に規定する部分休業の承認を受けることができる職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「子育て部分休暇」という。)を承認するものとする。

2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

3 前条に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 子育て部分休暇の請求は、別記第八号様式により行うものとする。

5 所属長は、子育て部分休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、証明書類の提出を求めることができる。

6 子育て部分休暇の承認は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一 子育て部分休暇をしている職員が産前の休暇を始め、又は出産した場合

二 子育て部分休暇をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合
三 子育て部分休暇に係る子が死亡し、又は職員の子でなくなった場合

7 所属長は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

一 子育て部分休暇をしている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつたとき。

二 子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

三 子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

8 子育て部分休暇をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を所属長に届け出なければならない。

一 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合

二 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなつた場合

三 前項の規定による届出は、別記第九号様式により行うものとする。

10 第五項の規定は、第八項の届出について準用する。
(介護についての申出があつた場合における措置等)

第三十二条の四 所属長は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 所属長は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第三十二条の五 所属長は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第三十三条の二中「、第三十二条及び第三十二条の二」を「及び第三十二条から第三

十二条の三まで」に改める。

別記第一号様式の「母」、「深夜勤務の制限及び超過勤務の制限」や「深夜勤務の制限、超過勤務の制限又は超過勤務の免除」ゾ、「制限終了日」や「終了日」ゾ、「超過勤務の免除を請求する場合は、当該請求に係る子が満3歳に達する日以前の日を免除終了日として請求すること。」を記入。

別記第四号様式の「認定する育児時間」などに、第32条の3に定める子育て部門休暇」を加え、「を承認している」や「の承認を受けた勤務しない」と「又は部

「分業」や、子育て部門休暇又は部分休業の承認を受けた別記第六号様式表中「5 備考」や「4 備考」に改める。

第8号様式(第32条の3関係)

(泰)

		提出年月日		年 月 日		
		殿 所 属		氏 名		
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。						
1 請求に係る子 続柄	氏名					
	生年月日		年	月	日生	
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間			
	年	月	日から □ その他の ()	午前 時 分から 午後 時 分まで		
	年	月	日まで	午前 時 分から 午後 時 分まで		
3 備考	年	月	日から □ 毎日 ()	分から 分まで		
	年	月	日まで	分から 分まで		

- 注
1 請求に当たっては、母子手帳、住民票等を提示すること。
2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「3 備考」欄に記入すること。
3 子育て部分休暇の承認について、職員の申請に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を裏面に記入すること。
4 該当する□には、レ印を記入すること。

東京公報

三

第9号様式（第32条の3関係）

養育狀況變更届

年 月 日

四

所 屬
氏 名

次のとおり子育て部分休暇に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。

- 1 田中由の事由

 - 子育て部分休暇に係る子が死亡した。
 - 子育て部分休暇に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む)。)。
 - 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
 - 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。
 - 同居しなくなった。 □ 負傷・疾病 □ その他()
 - その他()

届出の事由が発生した
年 月 日

(注) 該当する□には、印を記入せよ。

附 則

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十条の二第三項第一号の改正規定は同年六月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第十一条の二の二（東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第六号）第八条において準用する場合を含む。）に規定する超過勤務の免除、改正後の規程第二十六条の三に規定する子どもの看護等休暇及び改正後の規程第三十二条の三に規定する子育て部分休暇の請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別記第一号様式の二、第四号様式の二及び第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第五号

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

改正する規程
東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第六号）の一部を次のように改正する。
第十三条及び第十九条（見出しを含む。）中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第三十二条を第三十六条とし、第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とする。

第二十九条中「及び第二十六条」を「、第二十六条及び第二十八条」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十八条を第三十条とし、第二十七条の次に次の二条を加える。

（子育て部分休暇）

第二十八条 子育て部分休暇については、勤務時間規程第三十二条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第三項中「前条」とあるのは「第二十六条で準用する勤務時間規程第三十二条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第四項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

（子育て部分休暇を承認することができる職員）

第二十九条 所属長が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十条七条の規定を準用する。

第三十三条の次に次の二条を加える。

（介護についての申出があつた場合における措置等）

第三十四条 介護についての申出があつた場合における措置等については、勤務時間規程第三十二条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「申告、請求」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十五条 勤務環境の整備に関する措置については、勤務時間規程第三十二条の五の規定を準用する。

附 則

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十九条に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び同規程第二十八条に

規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●東京都水道局管理規程第六号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西山智之

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程（昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三 在宅勤務等手当

第八条の二第一項中「。以下「給与条例」という。」を削る。

第三十条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第二号を削り、同項第一号中「配偶者又はパートナーシップ

関係の相手方、」を削り、「前項第一号及び第三号から第六号まで」を「前項第二号か

ら第五号まで」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 扶養親族たる子（前項第一号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。）一万三千円

第三十条第三項中「（以下「特定期間にある子」という。）」を削り、「当該特定期間にある子」を「当該期間にある扶養親族たる子」に改める。

第三十一条第一項及び第二項を次のように改める。

新たに条例第四条の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに所属長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として局長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第三十一条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（扶養手当の支給の始期及び終期）

第三十二条の二 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第四条の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至つた日（当該要件を欠くに至つた日以降の日で局長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第三十一条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第三十三条中「、第三十一条第二項及び第三項に定めるもののほか」を削る。

第三十三条の五第三項中「パートナーシップ関係の相手方」を「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの」に改める。

第三十八条を次のように改める。

（宿日直手当）

第三十八条 宿日直手当の額は勤務一回につき、六千百円とする。

第三十八条の二第二項中第十号を第十二号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 指定職員（定年前再任用短時間勤務職員に限る。） 八千二百五十円

第三十八条の二第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「限る。」の下に「又は給料表(三)の適用を受ける職員のうち二号給若しくは一号給の給料月額を受ける職員」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「限る。」の下に「又は給料表(三)の適用を受ける職員のうち四号給若しくは三号給の給料月額を受ける職員」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「限る。」の下に「又は給料表(三)の適用を受ける職員」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次による給料月額を受ける職員」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 指定職員（定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に限る。） 九千円

第三十八条の二第三項を次のように改める。

3 次に掲げる場合には、条例第十条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

第四十条 削除

第四十条を次のように改める。

別表第三中

事務及び技術職員				キャリア活用	水道局給料表(一)
類	類	類	類	経験者	
III	II	I	A	経験者	水道局給料表(一)
類	類	類	類		
一級五号給	一級十七号給	一級二十九号給	一級三十七号給	二級二十五号給	二級二十五号給

を

改め、同表備考4を次のように改める。

4 職種及び試験（選考）の区分が事務及び技術職員かつ経験者の者のうち、職務の級一級の適用を受けるものに対するこの表の適用については、次のとおりとする。

(1) 職種及び試験（選考）の区分が事務職員かつ経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給欄中「一級四十五号給」とあるのは「一級四十四号給」と、職種及び試験（選考）の区分が事務職員

かつ経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給欄中「一級四十五号給」とあるのは「一級四十三号給」とする。

(2) 職種及び試験（選考）の区分が技術職員かつ経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給欄中「一級三十七号給」とあるのは「一級四十号給」と、職種及び試験（選考）の区分が技術職員かつ経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給欄中「一級三十七号給」とあるのは「一級三十七号給」とあるのは「一級四十三号給」とする。

別表第四の二備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

4 初任給基準表における職種及び試験（選考）の区分が事務職員かつ経験者の者のうち、職務の級一級の適用を受けるものの学歴免許等欄に掲げる年数は、学歴免許等に適用される年数に「大学専攻科卒等」にあつては一年を、「大学四卒」、「大学三卒」、「短大二卒」、「高校専攻科卒」、「高校三卒」、「高校二卒」及び「中学卒」にあつては二年を加えた年数とする。

III	II	I	類	類	類	類	経験者（事務）	経験者（技術）	一級四十五号級
							一級三十七号給	一級三十七号給	一級三十七号給
							一級二十九号給	一級二十九号給	一級二十九号給
							一級十七号給	一級十七号給	一級十七号給
							一級五号給	一級五号給	一級五号給

別表第八
届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

の項を削る。

パートナーシップ関係の相手方

の項を削る。

別記第三号様式(裏)中「離婚」を削る。

配

偶

者

夫

妻

母等
三千円)

が四級であるもの(以下「給料表(一)四級職員」という。)の扶養親族たる父
と
東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定
めることとする。

三 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方(前項第六号に掲
げる者をいう。) 三千円

する。

- 1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

- 2 この規程による改正後の東京都水道局職員の給与に関する規程(以下「改正後の規
程」という。)第三十八条の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤
務について適用する。

(令和八年三月三十一日までの間ににおける扶養手当に関する経過措置)

- 3 この規程の施行の日から令和八年三月三十一日までの間ににおける改正後の規程第三
十条の適用については、同条第一項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、
第六号に掲げる者に係る扶養手当は、第二項第二号に規定する給料表(一)の適用を受け
る職員のうちその属する職務の級が四級であるものに対する支給しない。」と、同
項中「五 重度心身障害者」とあるのは

五 重度心身障害者

- 六 条例第四条の三第二号に規定する配偶者又は第三十三条の五第三項に規定
するパートナーシップ関係の相手方

」

同条第二項第一号中「一万三千円」とあるのは「二万一千五百円」と、同項中

「二 扶養親族たる父母等(前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下
同じ。) 六千円(給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級
が四級であるもの(以下「給料表(一)四級職員」という。)の扶養親族たる父
母等 三千円)

あるのは、

「二 扶養親族たる父母等(前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下
同じ。) 六千円(給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級
が四級であるもの(以下「給料表(一)四級職員」という。)の扶養親族たる父
母等 三千円)

東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程
東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程(平成二十七年東京都水道局管理規程
第八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「定める報酬」の下に「条例第五条の三に規定する在宅勤務等手當
に相当する報酬」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の
次に次の二項を加える。

4 条例第五条の三に規定する在宅勤務等手當に相当する第一種報酬については、条例
第五条の三の規定を準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とある
のは、「所定の勤務時間」と読み替えるものとする。

第九条第四項中「二千六百円」を「七千百円」に改める。

第二十五条第一項第一号中「第一種報酬」の下に「条例第五条の三に規定する在宅
勤務等手當に相当する報酬及び」を加える。

第三十四条第二項第三号中「含む。」の下に「から勤務を割り振られていない日を
除いた日」を加え、同条第三項第三号中「部分休業」の下に「及び勤務時間規程第三十
二条の三に規定する子育て部分休暇」を加える。

第三十五条第一項中「一万分の一萬一千百四十七・五」を「一万分の一萬六百九十二
・五」に、「第四条の四第一項第五号」を「第四条の四第一項第六号」に改め、同条第

二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第八号

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程（昭和三十三年東京都水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「いう。」を「いう。」に改め、同号ただし書を削り、

同項第二号中「定める額」の下に「条例第五条の三の規定に基づく在宅勤務等手当その他のこれに相当する手当を支給される職員並びに」を、「占める職員」の下に「（第三

条の四第三項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。」を加え、「支給月数」を「支給対象期間につき第二条第一項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）」に改め、同項第三号及び

同条第二項第一号中「（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、

五万五千円に支給月数を乗じて得た額）」を削り、同条第五項第一号ただし書中「ただし」の下に「条例第五条の三の規定に基づく在宅勤務等手当その他のこれに相当する手当を支給される職員及び」を加え、同項第二号中「通勤二十一回分」の下に「条例第五条の三の規定に基づく在宅勤務等手当その他のこれに相当する手当を支給される職員及び」を加える。

第三条の三第一項中「うち、」の下に「第三項に定める」を加え、「（異動等の日以

後に転居する場合において、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等（以下

「新幹線鉄道等」という。）による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。」を削り、「でその利用が第三項に定める基準に照らして通勤事情の改善に

相当程度資するものであると認められるもの」を「の特別急行列車その他の交通機関等

（以下「新幹線鉄道等」という。）に、「の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、一万円に支給月数を乗じて得た額。以下「特別料金等の二分の一相当額」という。）」を「に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第二項中「の変更を生じる事」を「に変更を生じること」に改め、「、異動等により、異動等の直前の通勤時間（新幹線鉄道等を利用せずに、通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合に要する通勤時間と下この条及び次条において同じ。）の二分の三以上の通勤時間を要することとなる職員のうち」を削り、「者」の下に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同項第二号中「通勤時間」の下に「（新幹線鉄道等を利

用せずに、通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合に要する通勤時間とする。」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第一項に規定する当該異動等の直前の住居は、異動等の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 第一項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該

転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、所属長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第三条の三第四項及び第五項中「特別料金等の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改める。

第三条の四中「同条」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第二

条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして次項で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して、第三項で定める職員に限る。）その他前条に改め、「職員で、次の各号のいずれかに該当する」を削り、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

- 2 前項に規定する当該住居に相当する住居は、給料表の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。
 - 一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
 - 二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 前条第一項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住

居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居
ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、所属長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

3 第一項に規定する任用の事情等を考慮して定める職員は、次に掲げる職員で、前条

第二項に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とす
る。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（この規程の適用を受けない職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続い
てこの規程の適用を受ける職員となつた者及び定年前再任用短時間勤務職員として採用された者（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する退職した日の翌日に
おけるものに限る。第三号において同じ。）（次号及び第三号において「人事交流

等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異なる勤務地に在勤することとなつた者

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする勤務地に在勤することとなつたことに伴い、前条第二項に規定する通勤の実情に変更を生ずる職員

三 人事交流等職員のうち、この規程の適用外であつた者としての在職をこの規程の適用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所又は定年前再任用短時間勤務職員の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所を前条第一項の勤務地とみなした場合に、この規程の適用を受ける又は定年前再任用短時間勤務職員（直前のものに限る。）となる前から引き続き前条第一項に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

第三条の四の次に次の二条を加える。

第三条の五 前条第一項に規定する第三条の三の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員は、次に掲げる職員（第三条の三第二項に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者であり、かつ、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とす
る。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員があつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員のうち、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするも

の

二 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該子の養育を行つてゐるものに限る。）

三 職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該父母の介護を行つてゐるものに限る。）

四 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の異動等（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と生活を共にしなくなつたこと等に伴い、直前に居住していた住居に再び転居したもののうち、第二条第一項第一号若しくは第三号に掲げる職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの）

六 前各号に定めるもののほか、第三条の三第一項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして局長が定める職員
2 前項第一号において「特定住居」とは、同項第一号に規定する転居（以下この項において「事由の発生」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 当該事由の発生の直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、所属長がこれらに準ずる住居であると認めるもの
四 第三条の六 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、
相手方の父母（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居若しくはその近隣住居に転居した職員又は地域の住居に転居した職員、職員若しくは配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居若しくはその近隣住居に転居した職員又は

第三条第五項第一号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、第三条、第三条の三及び第三条の四の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

第四条の三第三項中「第三条第一項第一号又は第三号」を「第三条の六」に、「五千円」を「十五万円」に改める。

附 則

- この規程は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
(均衡職員に関する経過措置)
- この規程による改正後の東京都水道局職員の通勤手当に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第三条の四第二項の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

3 改正後の規程第三条の四第三項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された者は、改正後の規程第三条の四第三項第一号及び第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

5 改正後の規程第三条の五第一項第二号から第五号までの規定は、施行日前にこれら の号に掲げる職員となつた者（これらの号に規定する当該日以後に転居をしたもの を除く。）にも適用する。

●東京都水道局管理規程第九号

東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程（平成二年東京都水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号を削り、同条第二号中「勤務庁を異にする異動又は在勤する勤務庁の移転」を「条例第五条の二第一項に規定する異動等（以下この条において「異動等」という。）」に、「異動又は勤務庁の移転」を「異動等」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号から第六号までの規定中「勤務庁を異にする異動又は在勤する勤務庁の移転」及び「異動又は勤務庁の移転」を「異動等」に改め、同条中第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、第八号を第六号とする。

附 則

- この規程は、令和七年四月一日から施行する。
(施行期日)

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第三条の四第二項の規定は、施行日前に新たに採用された者について適用する。

3 この規程による改正後の東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程第五条の規定は、この規程の施行の日前に新たに採用された者についても適用する。

4 東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程（一部改正）

3 東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程（令和四年東京都水道局管理規程第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

●東京都水道局管理規程第十号

東京都水道局職員の在宅勤務等手当に関する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局職員の在宅勤務等手当に関する規程

（目的）

第一条 この規程は、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号。以下「条例」という。）第五条の三の規定に基づき、在

宅勤務等手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(在宅勤務等の場所)

一 職員が介護を行う要介護者の自宅

二 前号に掲げる場所に準ずる場所として所属長が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第三条 条例第五条の三の管理者が定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道

局管理規程第四号）第十二条の四第一項に規定する超勤代休時間又は東京都水道局

職員の給与に関する規程（昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号。以下「給

与規程」という。）第九条第一項第一号に規定する休日に割り振られた勤務時間

（いざれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき

特に承認があつた時間

（一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間）

第四条 条例第五条の三の管理者が定める期間は、三箇月とする。

（手当の額）

第五条 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

（確認）

第六条 所属長は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例

第五条の三に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場

所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同条の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 所属長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤

務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（支給方法等）

第七条 在宅勤務等手当の支給については、次項から第四項までに定める場合を除き、給料支給の例による。

2 月の初日において、条例第十六条の二及び第十六条の三に規定する職員その他の在宅勤務等手当を支給できない場合に該当する職員には、その月の在宅勤務等手当を支給しない。

3 在宅勤務等手当の額は、給与規程第三条の二の規定により給料額が日割りによつて計算される場合においても、日割りによつて計算しない。

4 職員が所属長をして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日における職員の所属長において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

（支給期間等）

第八条 職員が新たに条例第五条の三の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同条に規定する管理者が定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くこととなつたと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなつたと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

（委任）

第九条 この規程の実施に關し必要な事項は、職員部長が定める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十一号

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西山智之

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の期末手当に関する規程（昭和四十七年東京都水道局管理規程第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「百分の百九十」を「百分の八十」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

● 東京都水道局管理規程第十二号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西山智之

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程
 東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条に次の二号を加える。

四 第二条の規定により手当の支給を受ける職員のうち給与規程別表第一ハに定める

水道局給料表(三)(以下「給料表(三)」という。)の適用を受ける職員 当該職員の給与月額に百分の百十二・五を乗じて得た額の総額

第四条の三第四項第三号中「部分休業」の下に「及び勤務時間等規程第三十二条の三に規定する子育て部分休暇」を加える。

第四条の四第一項第一号中「一万分の一万七百八十」を「一万分の一万三百四十」に、

「二万分の一万四千六百九十九」を「二万分の一万四千九十九」に改め、同項第三号中「二万分の二万五千」を「二万分の二万四千五百」に改め、同項第九号中「二万分の五百四百」を「二万分の五千百七十五」に、「二万分の七千」を「二万分の六千五百」に

改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「二万分の五千三百四十」を「二万分の五千百十七・五」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「二万分の六千二百三十」を「二万分の六千七・五」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「二万分の五千七百二十」を「二万分の五千五百」に、「二万分の七千七百九十九」を「二万分の七千四百九十九」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「二万分の一万一千二十五」を「二万分の九千七百五十二・五」に、「二万分の一万七千」を「二万分の一万六千五百」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「二万分の一万九百一・

五」を「二万分の九千六百三十五」に、「二万分の一万八千」を「二万分の一万七千五百」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 給料表(三)の適用を受ける職員 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一萬八千五百以下の範囲内で局長が別に定める割合

第四条の四第二項中「第三号まで、第六号又は第七号」を「第四号まで、第七号又は第八号」に改め、同条第三項中「第一項第四号、第五号、第八号又は第九号」を「第一項第五号、第六号、第九号又は第十号」に改める。

別表第二介護時間に相当する休暇の項の次に次のように加える。
 別表第二介護時間に相当する休暇の項の次に次のように加える。

子育て部分休暇に相当する休暇

子育て部分休暇

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

● 東京都水道局管理規程第十三号

東京都水道局職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西山智之

東京都水道局職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の旅費に関する規程(昭和四十一年東京都水道局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、「字句に」の下に「読み替え、条例に基づいて定める人事委員会規則中この規程の別表第二の上欄に掲げる規定中当該中欄に掲げる字句は、当該下欄に掲げる字句に」を加える。

第三条を削る。

別表を次のように改める。

別表第一（第二条関係）		第二条第一項第一号	指定職給料表	指定職給料表に準じた給料表（東京都水道局職員の給与に関する規程第八条の二に基づき水道局長が定めたものをいう。）
第二十四条第七項	第三条第七項	第二条第一項第五号	任命権者があらかじめ人事委員会と協議して任命権者が人事委員会と協議して	任命権者が
第二十四条第一項	都が以外の者	第二条第一項第十号	都と旅行役務提供契約（旅行業者等が都に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、都が当該旅行業者等に対しても当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。）	東京都水道局（以下「局」という。）と旅行役務提供契約（旅行業者等が局に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、局が当該旅行業者等に対しても当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。）
第二十四条第二項	人事委員会と協議して	第二条第二項	職員の給与に関する条例第五条第一項第一号イに規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」）といふ。による職務の級をい、行政職給料表（以外の給料表の適用を受ける者及び学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第七条に規定する給料表の適用を受ける者については、人事委員会規則で定めるこれに相当する職務の級	東京都水道局職員の給与に関する規程第七条第一項第一号に規定する水道局給料表（）による職務の級をいい、水道局給料表（）以外の給料表の適用を受ける者については、局長が別に定めるこれに相当する職務の級
別に	局が以外の者			

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一（第二条関係）	第二条第一項第九号	都	東京都水道局
第六条第二号	別表（第3条関係）	指定職給料表	指定職給料表に準じた給料表（東京都水道局職員の給与に関する規程第八条の二に基づき水道局長が定めたものをいう。）
	備考1 別表（第3条関係）	行政職給料表（）の4級以上	東京都水道局（以下「局」という。）と旅行役務提供契約（旅行業者等が局に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、局が当該旅行業者等に対しても当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。）
	備考2 別表（第3条関係）	行政職給料表（）の4級以上	東京都水道局（以下「局」という。）と旅行役務提供契約（旅行業者等が局に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、局が当該旅行業者等に対しても当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。）
	備考3 別表（第3条関係）	行政職給料表（）の1級以上	東京都水道局（以下「局」という。）と旅行役務提供契約（旅行業者等が局に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、局が当該旅行業者等に対しても当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。）
	3級以下	水道局給料表（）の4級以上	東京都水道局（以下「局」という。）と旅行役務提供契約（旅行業者等が局に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、局が当該旅行業者等に対しても当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。）
		水道局給料表（）の1級以上3級以下	東京都水道局（以下「局」という。）と旅行役務提供契約（旅行業者等が局に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、局が当該旅行業者等に対しても当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。）

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十四号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西山智之

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程（昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項及び第四項、第四十九条の十一並びに第五十条の四第一項中「小切手」の下に「又は支払通知」を加える。

第五十二条第一項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の二号を加える。

十五 東京都水道局職員の旅費に関する規程（昭和四十一年東京都水道局管理規程第十三号）第二条第一項の規定において読み替えて準用する職員の旅費に関する規則

（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号）第二条第一項第九号に規定する登録包括信用購入あつせん業者に支払う旅費に相当する経費 課長、営業所等の長

第二百六十五条の五第一項中「（一連の特定調達契約に関し、その最初の契約に係る

入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告を当該入札の二十四日前から三十

九日前までの間のいずれかの期日までに行うことと示した場合には、当該その後の契約については、その示した期日まで）」を削る。

第二百六十五条の七第一項中「（一連の特定調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、二十四日前まで）」を削る。

附 則

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局財務規程第二百六十五条の五第一項及び第二百六十五条の七第一項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以

●東京都水道局訓令第一号

訓 令 (水)

局内一般
各事業所

東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西山智之

第五十二条の二の四を第五十二条の二の五とし、第五十二条の二の三の次に次の二条を加える。

（カスタマー・ハラスマントの禁止）

第五十二条の二の四 職員は、職務の執行に当たり、就業者（東京都カスタマー・ハラスマント防止条例（令和六年東京都条例第百四十号）第二条第二号に規定する就業者をいう。）に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為（同条第四号に規定する著しい迷惑行為をいう。）であつて、就業環境を害するものを行つてはならない。

第六十二条の二（見出しを含む。）中「職員カード」を「名札」に改める。

第六十九条及び第七十条を次のように改める。
(出張)

第六十九条 職員は、出張を命ぜられたときは、出発に際し上司の指示を受け、当該用務が終了したときは、速やかに帰宿しなければならない。

第七十条 削除

第八十三条第二項を削る。

21 この規程による改正後の東京都水道局財務規程第二百六十五条の五第一項及び第二百六十五条の七第一項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以

後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

発行
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
○三(五三二二)一一一二(代) 都
郵便番号 163-8001

定価
一本号
一箇月
(郵送料を含む。) 六、六〇〇円 五〇〇円

印刷所
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
○三(五二七六)〇八一一(代) 鈴印刷株式会社

郵便番号 101-0051